

児童医療費助成制度

お子さまが病気やケガで医療機関等を受診した際の医療費のうち『保険診療分の自己負担金』について助成をします。

●助成対象者

上三川町に住所のある、中学校3年生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童

(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童

(または転入日から中学校3年生まで(または転出日の前日まで))

※保険診療が適用された医療費の自己負担金

※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は対象外です。

※高額療養費や付加給付(保険組合により異なります)に該当した場合、給付を受けた額を

差し引いて助成します。

●助成の流れ

▼栃木県内の医療機関等を受診する場合(現物給付)

受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示すれば、保険診療分の自己負担金について、窓口での支払いがなくなります。

税費助成制度

▼栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給資格証を提示しなかった場合(償還払い)

窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いください。その後、診療日の翌日～1日から1年以内に福祉課(窓口または郵送)に申請をしてください(1年を経過すると、申請できません)。

【窓口での申請で必要なもの】

・児童医療費助成申請書

・医療機関等で発行した領収書

・受診者名、保険点数(保険診療金額)、負担割合、診療科目、入院・外来の別が記載されているもの。

右記領収書がない場合、医療機関等による保険診療分の証明が必要です(助成申請書に記載する欄があります)。

・受給資格証

・児童の健康保険証

・受給資格者名義の印鑑欄がわかるもの(預金通帳等)

・印かん

※その他、別途書類が必要になる場合があります

(限度額適用認定証のコピー、高額療養費及び付加給付の支給決定通知書等)。

●助成金の支払い

毎月月末までの受付分を、その翌月の25日(土日祝日の場合)に受給資格者の印鑑にて振り込みいたします。

【必要なもの】

お子さまが生まれたときや上三川町に転入されたとき等に受給資格証の交付を受けるには手続きが必要になりますので、登録申請をしてください。

●登録手続きについて

お子さまが生まれたときや上三川町に転入されたとき等に受給資格証の交付を受けるには手続きが必要になりますので、登録申請をしてください。

◇受給資格証例◇

・印かん

・児童の健康保険証

| 児童医療費受給資格証 | |
|-------------|--|
| 公費番号 | |
| 受給者番号 | |
| 受給者名 | 上三川 太郎 男 |
| 住所 | 栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地 |
| 児童名 | 上三川 花子 女 |
| 生年月日 | 平成×年×月×日 |
| 住所 | 栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地 |
| 被保険者氏名 | 上三川 太郎 |
| 記号番号 | ○○○○ ○○○ |
| 保険者名称 | 1 2 3 4 5 6 7 8 × × × 健康 保険組合 |
| 保険者の所在地 | |
| 受給対象 | 未就学児 栃木県内の医療機関等現物給付 有効期間 2019年4月1日から ○年3月31日まで |
| 平成31年 4月 1日 | |
| 栃木県河内郡上三川町長 | |

◇受給資格証の色◇

| 児童の年齢 | 受給資格証の色 |
|---------|---------|
| 0歳～未就学児 | ピンク色 |
| 小学生～中学生 | ベージュ色 |

●受給資格証の内容に変更があったとき、紛失・汚損したときには

受給資格証の再交付をいたしますので、福祉課窓口にて手続きをしいただけます。

【必要なもの】

- ・児童の健康保険証
- ・印かん

・受給資格証(手元にある場合)

●その他、JR不明な点がございましたら左記までお問い合わせください。

(例)

- ・健康保険証を持たずして受診し、保険が適用されず医療費を10割(100%)自己負担した
- ・弱視、斜視、先天性白内障術後屈折矯正の治療用眼鏡を作った
- ・フルセット等の治療用装具を作った

▼問い合わせ先＝

福祉課 子ども・子育て係

☎(56)9130



国民年金保険料の納付が困難な学生は学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であつても加入の手続きは必ず必要となります。ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」という、在学中の保険料の納付が猶予される制度を利用することができます。

▼対象となる方＝

日本国内にある大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が一年以上との課程)に在学する学生等で、前年度の本人の所得が基準以下の方、失業等の理由がある方。

なお、一部の海外大学の日本分校も対象になります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

●所得のめやす

118万円+扶養親族の数×38万円+社会保険料控除等で計算した額以下

※家族の方の所得は含まれません。

●「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付期間と免除期間をあわせて、最低10年(120回)あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間は、この受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度から起算して3年

度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますのでご注意ください。

また、申請が遅れて「未納」となっている場合には、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができない可能性がありますのでご注意ください。

▼申請先＝役場保険課窓口又は年金事務所

▼必要なもの＝年金手帳・在学期間がわかる学生証(印鑑)又は在学証明書(原本)・印かん

▼問い合わせ先＝

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

保険課 国保年金係

☎(56)9134

